

# 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

黒部市

## 1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

## 2 促進計画の目標

### 1 市内区域地域

#### (1) 現況

本地域は、富山県東部を流れる一級河川黒部川の左岸に位置し、黒部川扇状地や清冽な水等を背景に、古くより水田農業が営まれてきた。昭和20年代後半にすすめられた流水客土事業により水稻の単収は著しく向上し、現在、豊富な水を活かした水田利用や高い基盤整備率の下、「黒部米」をはじめとした良質な水稻の生産地となっている地域である。

YKK株式会社等の製造業や黒部峡谷や宇奈月温泉に関する観光業の立地により、他産業への雇用機会に恵まれたことから、これまでは多くの兼業農家によって農業が経営されてきたが、近年は認定農業者や集落営農組織の割合が増加し、農業構造が変化してきている。

今後は、変化する農業構造に対応しながら、安定的な農業経営の持続を図ることが必要である。

#### (2) 目標

(1) を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号及び同項第3号に掲げる事業を推進し、農業構造の変化に対応しながら、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

### 2 1のうち、旧東布施村（東布施地区）、旧桜井町（田家地区、前沢地区、若栗地区）、旧東山村（浦山地区、下立地区）、旧愛本村（愛本地区）内に存する中山間地域

#### (1) 現況

本地域は、特定農山村地域、振興山村地域、指定棚田地域又は富山県知事が指定する特認地域となっており、平場の地域と比較して生産条件の格差が大きい。さらには、近年、自然災害による生産基盤への被害や野生鳥獣への農作物被害が増加傾向にあり、これを補正する取組を行うことが必要である。

#### (2) 目標

(1) を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第2号に掲げる事業を推進するとともに、同項第1号及び同項第3号に掲げる事業も併せて行うよう多面的機能の発揮の

促進を図ることとする。

**3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項**

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	市内区域全域	法第3条第3項第1項及び同項第3号に掲げる事業
②	旧東布施村（東布施地区）・旧桜井町（田家地区・前沢地区・若栗地区）・旧東山村（浦山地区・下立地区）・旧愛本村（愛本地区）内に存する中山間地域	法第3条第3項第1項に掲げる事業及び同項第2号に掲げる事業

**4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域**

設定しない。

**5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項**

促進計画の実施については、黒部市推進組織が黒部市とともに、各活動組織に対して指導や確認事務等を行う。

なお、黒部市推進組織は、下記の構成員により構成する。

黒部市推進組織構成員
黒部市農業委員会
黒部市自治振興会連絡協議会
富山県土地改良事業団体連合会
黒部川左岸土地改良区
愛本新用水土地改良区
黒部市農業協同組合
富山県（新川農林振興センター指導課・企画振興課）
黒部市（農林整備課）

なお、法第3条第3項第2号に掲げる事業の実施に関し、別紙のとおり定めることとする。

(別紙)

## 1 対象農用地の基準

### (1) 対象地域及び対象農用地の指定

交付金の対象地域及び対象農用地については、次のアの指定地域のうちイの要件を満たす農振農用地区域内の農用地であって、1ha以上の一団の農用地とする。ただし、連担部分が1ha未満の団地であっても、集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1ha以上であるときは、対象とする。また、連担している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定することができる。

更に、一団の農用地において、田と田以外が混在しすべてが田の傾斜基準を満たしている場合においては、当該一団の農用地について、協定の対象となる農用地とすることができる。この場合において、交付金の対象となる農用地は、田のみとする。なお、畦畔及び法面も農用地面積に加える。

#### ア 対象地域

##### (ア) 特定農山村法、山村振興法の指定地域

旧東布施村（東布施地区）

##### (イ) 棚田地域振興法の指定棚田地域

旧東布施村（東布施地区）、旧桜井町（田家地区、前沢地区、若栗地区）、旧東山村（浦山地区、下立地区）、旧愛本村（愛本地区）

##### (ウ) 上記指定地域と同等の農業生産条件の不利な地域

旧桜井町（田家地区、前沢地区）、旧東山村（浦山地区、下立地区）、旧愛本村（愛本地区）

#### イ 対象農用地

##### (ア) 急傾斜農用地については、田1/20以上、畑、草地及び採草放牧地15度以上

勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。

##### (イ) 自然条件により小区画・不整形な田

##### (ウ) 市長の判断によるもの

#### a 緩傾斜農用地

① 特定農山村法、山村振興法の指定地域内農用地の勾配が田で1/100以上1/20未満、畑、草地及び牧草放牧地で8度以上15度未満である農用地であって以下の要件のいずれかを満たす農用地

##### (a) 急傾斜農用地と連担している緩傾斜農用地

一団のまとまりを形成している緩傾斜農用地が、急傾斜農用地と営農上の一体性（共同作業等）がある場合

##### (b) 緩傾斜という条件に別の農業生産条件の不利性が加わる場合

##### (i) 緩傾斜農用地が高齢化の進行により耕作放棄が進んでいる場合

緩傾斜農用地を含む協定集落に係る高齢化率・耕作放棄率の両者が全国

平均以上とする（高齢化率 30%以上、耕作放棄率：田 5%以上、畑（草地含む。） 10%以上）

(ii) 緩傾斜農用地が人口減少により耕作放棄が進んでいる場合

過去 10 年間に 20%以上減少している協定集落が介在する一団の農用地勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。

② 棚田地域振興法の指定地域内農用地の勾配が田で  $1/100$  以上  $1/20$  未満、畑、草地及び牧草放牧地で 8 度以上 15 度未満である農用地が、一団の急傾斜農用地と物理的に連担している場合

b 高齢化率・耕作放棄率の高い農地（棚田地域振興法のみ該当する地域は除く）

急傾斜農地及び緩傾斜農地以外の農地で高齢化率 40%以上、耕作放棄率：田 8%以上、畑（草地含む。） 15%以上の農地

(エ) 富山県知事が地域の実態に応じて指定する地域(知事特認地域)については、急傾斜農用地のみ対象とする。

## 2 集落協定の共通事項

協定参加者数がおおむね 50 戸に満たない場合において、地理的又は地形的な条件等を踏まえ集落連携・機能維持加算の対象をすることが適当であると市長が認めた場合には、おおむね 50 戸以上の協定参加者数の要件を満たしたものとみなす。

## 3 対象者

(1) 対象者は、集落協定又は個別協定に基づき、5 年間以上継続して農業生産活動等を行う者とする。

(2) 認定農業者に準ずる者として、地域の実情に合わせて市長が認定する者とは次のとおりとする。

ア 経営規模が 3 ha 以上

イ 中核農家・見なし認定農家

ウ 黒部市農業再生ビジョンの担い手に定められた者など